

# THE LAND 関連サービス追加規約

## 第1章 総則

### 第1条(適用)

1. THE LAND 関連サービス追加規約(以下「**本追加規約**」といいます。)は、株式会社 HashPort(以下「**当社**」といいます)が、文脈に応じて本ゲーム(次条に定義されます。)の運営主体を指すことがあります。)が提供する本サービス(次条に定義されます。)のうち、LAND 関連サービス(次条に定義されます。)のご利用条件並びに利用者及び当社間の権利義務関係を定めるものです。
2. LAND 関連サービスは PLT Place の一部を構成します。また、本追加規約は、「PLT Place 利用規約(利用者用)」(以下「**利用者用規約**」といいます。)第3条第2項に定める「追加規定」として利用者用規約の一部を構成します。利用者が、LAND 関連サービスを利用する場合、本追加規約のほか、利用者用規約が適用されます。
3. 当社が本追加規約の他に別途定める LAND 関連サービスの利用に関する諸規定その他当社が LAND 関連サービスの利用に関して随時発表する諸規定は、名称の如何に拘らず本追加規約と一体をなし、本追加規約の一部を構成するものとします。当該諸規定と本追加規約の内容との間に、抵触又は矛盾があるとき、当該諸規定が優先して適用されるものとします。

### 第2条(定義)

1. 本追加規約上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 「ELF」とは、利用者用規約第2条第1号に定める意味を有します。
  - (2) 「ELF ステージング」とは、ELF をステージングコントラクト(第7号で定義されます。)にてステーキング(第9号で定義されます。)することによって、当社所定の条件に応じて経済的利益を得られるサービスをいいます。
  - (3) 「ELF ステージング報酬」とは、ELF ステージングを利用することで得られる経済的利益をいいます。なお、ELF ステージング報酬は ELF によって付与されるものとします。
  - (4) 「LAND」とは、本商品のうち、本ゲームで利用可能なアイテムである「領地」に係る対象データ及び NFT 化権をいいます。
  - (5) 「LAND 関連サービス」とは、本サービスのうち、探検機能及びこれに付随するサービスをいいます。
  - (6) 「NFT 化権」とは、利用者用規約第2条第3号に定める意味を有します。
  - (7) 「ステーキングコントラクト」とは、ELF ステージングで使用される当社所定のスマートコントラクトをいいます。
  - (8) 「ステーキング数量」とは、ELF ステージングにおいてステーキングしている ELF の数量をいいます。
  - (9) 「ステーキング」とは、ステーキングコントラクトに ELF を送付して、当該 ELF を当該スマートコントラクト上にロックすることをいいます。
  - (10) 「対象暗号資産」とは、利用者用規約第2条第15号に定める意味を有します。
  - (11) 「対象データ」とは、利用者用規約第2条第16号に定める意味を有します。

- (12) 「探検機能」とは、利用者用規約及び本追加規約に従い、当社所定の費用の支払と引き換えに、ランダムで LAND を獲得できる仕組みをいいます。
  - (13) 「星の作物」とは、本ゲーム内で入手可能なアイテムである「金の作物」(例: 金のにんじん等)、「銀の作物」(例: 銀のにんじん等) 又は「銅の作物」(例: 銅のにんじん等) という名称のアイテムを、個別に又は総称していいます。
  - (14) 「星の作物 SBT」とは、本 SBT のうち、星の作物を表章して生成された SBT をいいます。
  - (15) 「本 SBT」とは、利用者用規約第 2 条第 30 号に定める意味を有します。
  - (16) 「本基準時点」とは、別途当社が利用者による ELF のステーキ又はリスステーキ(第 9 条第 1 項で定義されます。)ごとに各週で設定する日時をいいます。
  - (17) 「本ゲーム」とは、「THE LAND エルフの森」という名称のブロックチェーンゲームをいいます。
  - (18) 「本サービス」とは、利用者用規約第 2 条第 32 号に定める意味を有します。
  - (19) 「本商品」とは、利用者用規約第 2 条第 34 号に定める意味を有します。
  - (20) 「レシート SBT」とは、本 SBT のうち、第 7 条第 4 項に定める SBT をいいます。
2. 前項のほか、本追加規約において使用する用語の定義は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、利用者用規約及び本追加規約の各条項で定めるとおります

## 第 2 章 探検機能

### 第 3 条(探検機能の利用)

1. 当社は、本サービスサイト上で、探検機能を利用するための費用(消費税等相当額を含み、以下「探検機能利用料」といいます。)、探検機能の利用可能期間、探検機能により獲得可能な LAND の数量、探検機能により獲得可能な LAND に係る情報その他当社所定の情報を掲載します。
2. 購入希望者は、探検機能を利用する場合、予め次の各号に掲げる事項を確認し、これを承諾及び遵守するものとします。
  - (1) 本サービス上利用可能なウォレットを保有し、かつ当該ウォレットを本サービスに登録する必要があります。
  - (2) 購入希望者は、探検機能利用料の決済に際して、必ず自己名義で、かつ有効なクレジットカードを利用する必要があります。
  - (3) 購入希望者が探検機能により獲得する LAND は、次項に基づく売買契約の成立時に、当社が予め別途開示する LAND の種類の中からランダムで決定されます。
  - (4) このほか、購入希望者は、当社が別途表示する注意事項を確認し、これに同意する必要があります。
3. 購入希望者は、当社所定の方法に従い、①利用する探検機能、及び②その探検機能利用料の決済方法として、クレジットカードによる決済又は対象暗号資産(ELF)による決済のいずれかを、選択します。その後、購入希望者は、当社所定の画面上で、探検機能利用料及び決済方法を確認し、かつ当社所定の操作を完了することにより、当社との間で LAND に係る売買契約が成立します。
4. 前項で成立した売買契約に基づく売買代金は、第 1 項に従い探検機能利用料として表示される日本円額とします。購入者は当社に対して、前項で選択した決済方法に応じて、次の各号に従い当該探検機能利用料を支払うものとし、これをもって当該売買代金の決済が完了したものとします。
  - (1) 前項においてクレジットカードによる決済を選択した場合、第 2 項第 2 号に掲げる事項を満たすクレジットカードをもって、当該探検機能利用料として表示される日本円額を支払います。

- (2) 前項において対象暗号資産による決済を選択した場合、当該探検機能利用料として表示される日本円額を、前項に基づく売買契約成立時点における対象暗号資産の時価で換算し、その換算後の対象暗号資産の数量を、当社所定のウォレットアドレスに送付します。
5. 前項による決済完了後、当該 LAND に係る購入者のアカウントに当該 LAND の保有者である旨を登録し、かつ当該購入者のユーザーページ上にその旨を表示します。当社は、これをもって、当該購入者に対する当該 LAND の引渡しを完了したものとします。
6. 第 3 項に基づき売買契約が成立した場合であっても、システム不具合その他の原因で誤って当該売買契約が成立したとき、スマートコントラクトの不具合その他の原因で前項の引渡し等の処理等が正常に行われないうち、当該購入希望者がその適用ある法令に違反若しくはそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき、その他やむを得ない事由が生じたときには、当社は、当該売買契約に基づく取引の停止若しくは中断、又は LAND の引渡し若しくは LAND に係る売買代金の受領の留保その他当社が合理的に必要と考える措置を講じることができます。

#### 第 5 条 (LAND NFT の生成及び移転)

1. LAND の購入者は、利用者用規約第 11 条に従い、当該 LAND に含まれる対象データを表章する NFT (以下「**LAND NFT**」といいます。)を生成できるほか、当社所定の方法により当該 LAND NFT を自己の保有するウォレットに移転することができます。
2. LAND の購入者は、前項に基づき生成した LAND NFT を、利用者用規約第 13 条から第 13 条の 3 に従い、二次出品することができます。

### 第 3 章 星の作物関連機能

#### 第 6 条 (星の作物 SBT の買取申込み)

1. 利用者は、本サービスサイト上において、当社所定の方法に従い、当社による買取を希望する星の作物 SBT の種類及び個数その他当社所定の情報を入力し、当該情報を当社に送信します。これにより利用者は当社に対して当該買取を申し込むことができます(当該申込みを、以下「**本買取申込み**」といいます。)
2. 利用者は、前項の本買取申込みに際して、予め次の各号に掲げる事項を確認し、これを承諾又は遵守するものとします。
- (1) 当社は、本買取申込み可能な星の作物 SBT の最大数量を別途定める場合があります。／本買取申込み可能な星の作物 SBT の最大数量は当社が別途定めるとおりとします。
- (2) 利用者は、本サービス上利用可能なウォレットを保有し、かつ当該ウォレットを本サービスに接続する必要があるほか、自己のウォレットにおいて当該買取を希望する数量以上の星の作物 SBT を保有する必要があります。
- (3) 利用者は、本条及び次条に基づく星の作物 SBT の買取に際して、当社所定の買取手数料(以下「**本買取手数料**」といいます。)が発生する場合には、これを負担する必要があります。なお、本買取手数料は当社所定の方法により表示されます。
- (4) このほか、利用者は、当社が別途表示する注意事項を確認し、これに同意する必要があります。

#### 第 7 条 (星の作物 SBT の買取に係る契約の成立)

1. 当社が、前条第 1 項に基づく入力情報を受領した場合、当該利用者及び当社間において当該星の作物 SBT の買取に係る契約(以下「**本買取契約**」といいます。)が成立します。この場合、本買取契約に基づく星の作物 NFT の買取に係る対価(以下「**本買取代金**」という。)は、本買取申込み時に星の作物 SBT の買取価格(単価)として表示される ELF の数量に、本買取申込みを行った星の作物

SBT の個数(但し前条第 2 項第 2 号の最大数量を上限とする。)を乗じて算出される ELF の数量となります。

2. 前項の場合、利用者は、当社所定のスマートコントラクトに係るアドレスに当該星の作物 SBT を送付します。その後、当該星の作物 SBT は、当該スマートコントラクトによって、当社所定のウォレットアドレスに移転します。当該移転をもって、本買取契約に基づく当該利用者による当該星の作物 SBT の引渡しは完了したものとします。
3. 前項に基づく星の作物 SBT の引渡し完了後、当社は、当社所定のスマートコントラクトから、本買取申込み時の利用者の選択に応じて、本買取代金として第 1 項に従い算出される ELF の数量(但し本買取手数料が生じる場合には、本買取代金から当該本買取手数料を控除した数量とします。)を、利用者所定のウォレットアドレスに移転します。当該移転をもって、本買取契約に基づく当社による本買取代金の支払は完了したものとします。
4. 前二項に基づく星の作物 SBT の引渡し及び本買取代金の支払いに係る履行完了後、当社は前項の利用者所定のウォレットアドレスに、当該履行完了を証する当社所定の SBT(以下「レシート SBT」といいます。)を送付します。
5. 第 1 項に基づき本買取契約が成立した場合であっても、システム不具合その他の原因で誤って当該本買取契約が成立したとき、当該スマートコントラクトの不具合その他の原因で前項の決済等の処理が正常に行われないとき、当該利用者がその適用ある法令に違反若しくはそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき、その他やむを得ない事由が生じたときには、当社は、当該本買取契約に基づく取引の停止若しくは中断、又は星の作物 SBT の引渡し若しくは本買取代金の受領の留保その他当社が合理的に必要と考える措置を講じることができます。

## 第 4 章 ELF ステージング

### 第 8 条(ELF のステーキ等)

1. 利用者は、当社所定の方法により、ステーキング数量を指定し、かつ当該数量に相当する ELF をステーキングする方法により、ELF ステージングの利用を開始することができます。
2. 利用者は、前項に基づき ELF ステージングを利用する場合、予め次の各号に掲げる事項を確認し、これらを承諾又は遵守するものとします
  - (1) 前項に基づきステーキ可能な ELF の最小数量は 10ELF とします(以下「**最小ステーキ数量**」といいます。)。利用者は、最小ステーキ数量に満たない ELF のステーキを行うことはできません。また、本号で定める最小ステーキ数量は、当社の合理的な裁量により変更される場合があります。
  - (2) 利用者は、本サービス上利用可能なウォレットを保有し、かつ当該ウォレットを本サービスに接続する必要があります。
  - (3) 利用者は、第 10 条に基づきアンステーキを行わない限り、前項に基づきステーキ中の ELF の移転や売却等の処分を一切行うことはできません。
3. 前二項に基づきステーキ中の ELF について、①エアドロップ(同種の暗号資産の保有者に対して同一種類、別の種類の暗号資産又はその他の資産を無償で付与する行為をいいます。)により新たな暗号資産その他の資産が発生した場合及び②その他 ELF に関する一切の権利及び財産的価値(①及び②を総称して、以下「**新規暗号資産等**」といいます。)が発生した場合でも、利用者は当社に対し、新規暗号資産等の付与及びその取扱いを含め何らの請求をすることはできないものとします。

### 第 9 条(ELF ステージング報酬等)

1. 利用者は、当社所定の方法により、ELF ステーキング報酬を受け取ること(以下「クレーム」といいます。)、又は当該クレームの代わりに ELF ステーキング報酬をステーキングすること(以下「リステーク」といいます。クレームとあわせて本条において「クレーム等」といいます。)をそれぞれ申請できます。
2. 前項に基づきクレーム等の申請が行われた場合、ELF ステーキング報酬は次の各号のとおり取り扱われます。
  - (1) クレームの申請が行われた場合、当該クレームの対象となるステーキングに係る本基準時点に、① ELF ステーキング報酬が発生し、かつ②その発生した ELF ステーキング報酬は、ステーキングコントラクトによって自動的に、利用者所定のウォレットアドレスに送付されます。
  - (2) リステークの申請が行われた場合、当該リステークの対象となるステーキングに係る本基準時点に、① ELF ステーキング報酬が発生し、かつ②その発生した ELF ステーキング報酬は、ステーキングコントラクトによって自動的にステーキングされます。
3. ELF ステーキング報酬は、次条に基づく ELF のアンステークが行われるまでの間、ステーキング数量その他当社所定の条件を考慮して、当社所定の計算方法に従い算出されます。
4. 当社は利用者に対して、ELF ステーキング報酬に関して、次の各号に定める推定年率及び推定獲得数量を表示する場合があります。当該推定年率及び推定獲得数量は、随時更新されるものとします。
  - (1) 推定年率は、その時々獲得し得る ELF ステーキング報酬に係る年率の推定値又は参考値です。当該推定年率は、その時々において、ELF ステーキングを利用する利用者全てのステーキング数量の合計等を考慮して、当社所定の計算方法に従い算出されます。
  - (2) 推定獲得数量は、その時々獲得し得る ELF ステーキング報酬の数量の推定値又は参考値です。当該推定獲得数量は、その時々における推定年率、ステーキングされている期間、ステーキング数量その他当社所定の条件を考慮して、当社所定の計算方法に従い算出されます。
5. 利用者は、ELF ステーキング報酬、推定年率及び推定獲得数量に関して、予め次の各号に掲げる事項を確認し、これらを承諾し、又は異議を唱えないものとします。
  - (1) 推定年率及び推定獲得数量は、本条に従い実際に付与される ELF ステーキング報酬を確約するものではありません。当該 ELF ステーキング報酬は、ELF ステーキング及びステーキングコントラクトの状況等当社に起因しない様々な要因によって、推定年率に従った数量及び推定獲得数量とは異なる場合があります。
  - (2) 推定獲得数量はその時々獲得し得る ELF ステーキング報酬の推定値又は参考値に過ぎず、利用者は、本条に従いクレーム等を行わない限り、実際に ELF ステーキング報酬は発生しておらず、また当該 ELF ステーキング報酬に係る何らの権利を有しないものとします。
  - (3) ELF ステーキング及びステーキングコントラクトの状況等当社に起因しない様々な要因によって、ELF ステーキング報酬が発生しない、又は ELF ステーキング報酬の数量が著しく少なくなる場合があります。
  - (4) 当社は ELF ステーキングの提供期間を定める場合があります。この場合、利用者は、当該提供期間の終了後に ELF のステーキングを継続したとしても、クレームによって、当該ステーキングに応じた ELF ステーキング報酬を受け取ることはできません。

#### 第 10 条(ELF のアンステーク)

1. 利用者は、当社所定の方法により、ステーキング数量のうち別途指定した数量の ELF のステーキングを解除すること(以下「アンステーク」といいます。)を申請することができます。
2. 前項に基づきアンステークの申請が行われた場合、当該アンステークの対象となるステーキングに係る本基準時点に、①前項で指定した数量の ELF がアンステークされ、かつ②当該 ELF はステーキングコントラクトによって自動的に、利用者所定のウォレットアドレスに送付されます。

#### 第 11 条(その他 ELF ステーキングに係る留意事項等)

1. 利用者は、当社若しくは第三者が提供するステーキングコントラクトの利用に支障を与える行為又はその恐れのある行為をしてはならないものとします。
2. 当社が利用者に対して利用者用規約第 21 条第 1 項に定める措置をとった場合、当該利用者は、ステーク中の ELF のアンステークや ELF ステーキング報酬に係るクレーム等を行うことができなくなる可能性があります。当社は、これにより利用者が生じた損害について、当社に故意又は過失がない限り、その責任を負いません。
3. 利用者は、本サービスの解約を希望する場合、ステーキング数量の全てをアンステークし、かつステーキング報酬に係るクレームを行った上で、利用者用規約第 22 条第 1 項に従い解約手続きを行うものとします。本サービスを解約した場合、利用者は、ELF ステーキングにおいてステーク中の ELF のアンステークや ELF ステーキング報酬に係るクレーム等を行うことはできません。当社は、利用者が当該解約手続き前に ELF のアンステークや ELF ステーキング報酬に係るクレーム等を行わないことによりその利用者に損害が生じた場合でも、当社に故意又は過失がない限り、その責任を負いません。
4. 当社は、当社が予定していない方法又は態様等による ELF ステーキングの利用に起因する損害及びステーキングコントラクトに起因する事象等による損害については、債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は過失がある場合はこの限りではありません。
5. ELF ステーキングに関連して利用者何らかの損害が生じた場合であっても、当社は利用者に対し、当社の行為を直接の原因として現実に生じた通常の損害に限って責任を負い、特別損害や逸失利益については責任を負わないものとし、かつその損害賠償額の上限は、当該損害発生時点のステーキング数量を同時点における ELF の時価に基づき日本円に換算した金額とします。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
6. 当社は、ステーキングコントラクトが将来にわたって機能し続けることを保証するものではなく、利用者は、ELF ステーキングにおいてステークした ELF のアンステークや ELF ステーキング報酬に係るクレーム等を行うことができなくなる可能性があること並びにこれらの場合に当社から補償が受けられないことを確認、承諾した上で、ELF ステーキングを利用するものとします。
7. 当社は、利用者用規約第 25 条第 1 項に基づき当社環境を点検、保守、工事及び更新し、また、本サービスの内容の全部若しくは一部を変更し、又は本サービスを廃止することができます。この場合、ELF ステーキングにおける各機能の利用不能やステーキングコントラクトへのアクセス不能等のいずれか又はその全てが生じる場合があることを、利用者は、あらかじめ理解し、承諾するものとします。これらの場合により利用者に損害が生じた場合でも、当社に故意又は過失がない限り、当社はその責任を負いません。

以上

附則

2024 年 2 月 26 日制定

2024 年 3 月 29 日改定

2024 年 10 月 1 日改定